

関係条文

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（就業制限）

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

- 2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。
- 3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。
- 4 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

（免許）

第七十二条 第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許（以下「免許」という。）は、第七十五条第一項の免許試験に合格した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、免許証を交付して行う。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。
 - 一 第七十四条第二項（第三号を除く。）の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者
 - 二 前号に掲げる者のほか、免許の種類に応じて、厚生労働省令で定める者
- 3 第六十一条第一項の免許については、心身の障害により当該免許に係る業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものには、同項の免許を与えないことがある。
- 4 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十一条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第七十三条 免許には、有効期間を設けることができる。

- 2 都道府県労働局長は、免許の有効期間の更新の申請があつた場合には、当該免許を受けた者が厚生労働省令で定める要件に該当するときでなければ、当該免許の有効期間を更新してはならない。

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（免許を受けることができる者）

第六十二条 法第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許（以下「免許」という。）を受けることができる者は、別表第四の上欄に掲げる免許の種類に応じて、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第四（第六十二条関係）（抜粋）

潜水土免許	一 潜水土免許試験に合格した者
	二 高圧則第五十二条第二号に掲げる者

○高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号）

（免許を受けることができる者）

第五十二条 潜水土免許は、次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

- 一 潜水土免許試験に合格した者
- 二 その他厚生労働大臣が定める者

○高圧室内作業主任者及び潜水土免許規程（昭和四十七年労働省告示第百三十号）

（潜水土免許を受けることができる者）

第二条 高気圧作業安全衛生規則第五十二条第二号の厚生労働大臣が定める者は、外国において潜水土免許を受けた者に相当する資格を有し、かつ、潜水土免許を受けた者と同等以上の能力を有すると認められる者（潜水業務の安全及び衛生上支障がないと認められる場合に限る。）とする。

（潜水土免許試験）

第二条の二 潜水土免許試験は、次の表の上欄に掲げる試験科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について行う。

試験科目	範囲
潜水業務	潜水業務に関する基礎知識 潜水業務の危険性及び事故発生時の措置
送気、潜降及び浮上	潜水業務に必要な送気の方法 潜降及び浮上の方法 潜水器に関する知識 潜水器の扱い方 潜水器の点検及び修理の仕方
高気圧障害	高気圧障害の病理 高気圧障害の種類とその症状 高気圧障害の予防方法 救急処置 再圧室に関する基礎知識
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項 高気圧作業安全衛生規則

○高気圧業務特別教育規程（昭和四十七年労働省告示第百二十九号）（抜粋）

第六条 高圧則第十一条第一項第六号に掲げる業務に係る特別の教育は、次の表の上欄に掲げる教育すべき事項に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

教育すべき事項	範囲	時間
関係法令	労働基準法、安衛法、施行令、安衛則及び高圧則中の関係条項	一時間